

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルスワクチン接種について》

《65歳以上の高齢者へのワクチン接種》

市では、4月21日（水）から65歳以上の高齢者に対するワクチン接種を実施してきました。ワクチン接種を希望する65歳以上の高齢者の方に対する接種は、4月21日以降87回の集団接種を実施し、7月31日（土）に実施する1000人の集団接種を残すのみとなっており、それに加えて、病院を含む個別医療機関及び高齢者施設でのワクチン接種により、ほぼ全員の接種を終える見込みとなっています。

接種に当たっては、定員により集団接種に予約できなかった方に対する接種施設として、総合花巻病院、県立東和病院、大迫診療センター、石鳥谷医療センター、国立病院機構花巻病院にご協力をいただきました。また、市内の高齢者施設の入所者・従事者に対する接種の実施、市内の個人病院・診療所における高齢者向けの個別接種の実施において、花巻市医師会をはじめとした医療関係者の皆様に多大なるご協力をいただきました。心より感謝を申し上げます。

【ワクチン接種の状況（8月1日見込）】

- ① 65歳以上の高齢者数 : 33,751人
- ② うち、接種希望者数 : 30,716人 (①の91.0%)
 - 2回目接種済者数 : 30,128人 (②の98.1%)
 - 1回目のみ接種済者数 : 30,377人 (②の98.9%)

※接種希望者数は、入院中などで接種が困難な人、医院での個別接種を希望し、希望する医院で予約をとれなかったため待機者リストに掲載している方等

※ワクチン接種を希望した方で、まだ一度も接種を受けていない方は、個別の医療機関での接種が可能ですので、専用ウェブサイトやLINE（ライン）のほか市コールセンターで予約の上、接種となります。

また、二回目の接種時に体調不良等で接種できなかった方については、市コールセンターにご相談ください。

※91歳以上で”予約なし・接種記録なし・待機者登録なし”の方523名に対しては5月にワクチン接種の意向確認を行うための往復はがきを送付し、返信のなかった99名の方のお宅を民生委員が訪問、ワクチン接種の意向を確認し、接種を希望した13名の方に対して予約支援を行いました。

※75～90歳で”予約なし・接種記録なし・待機者登録なし”で高齢者施設の接種名簿にもない方1320名を対象に同様の往復はがきを7月21日発送しました。返信の無かった方に対しては、8月から地区の民生委員が該当者宅を訪問し意向確認を行う予定です。

《基礎疾患を有する方へのワクチン接種》

市では、市内の基礎疾患のある方を国の算定式により7,702人と見込み、そのうち6,200人（約80%）が接種を希望すると見込んで接種計画を策定しました。接種方法は市内医療機関35施設（次頁表参照）でのファイザー社製ワクチンによる個別接種となります。7月2日より予約受付を開始し、7月5日（月）から接種を開始しました。

7月5日から7月31日の接種 7月2日から予約受付開始
予 約 者 数 : 3,035人
1回目接種済者数 : 2,817人（7月28日時点）

8月1日から8月12日の接種 基礎疾患を有し、7月10日以前に市コールセンターで「接種待機者」として登録されていた方で、市コールセンター又は市からの連絡に基づき予約した方が対象
予 約 者 数 : 1,498人
予約可能枠数 : 472人分

8月17日から8月31日の接種 7月19日から受付開始
予 約 者 数 : 878人（7月28日時点）
予約可能枠数 : 2,061人分

※8月1日から8月12日の接種及び8月17日から8月31日の接種には、現在合わせて2,533人分の予約可能枠については、7月30日より「60歳～64歳の方」の接種予約枠としても活用し、その受付を開始します。

●個別接種を実施している市内医療機関(7月19日現在)

医療機関の名称		
イーハート病院	さとう内科クリニック	まさた内科ハートクリニック
石鳥谷駅前クリニック	循環器科・内科 大平医院	三浦医院
大迫地域診療センター	すがさわ外科内科クリニック	ゆきクリニック
小原クリニック	須田内科医院	ゆかわ脳外科
おばら内科消化器内科クリニック	高木丘クリニック	東和病院
織笠内科医院	照井内科消化器科医院	宝陽病院
菊地内科クリニック	とみつか脳神経外科クリニック	国立病院機構花巻病院
熊谷内科胃腸科医院	中館内科クリニック	川崎医院(8月3日接種開始)
恵ライフクリニック	西大通り耳鼻咽喉科医院	小瀬川皮膚科医院(8月3日接種開始)
斎藤整形外科クリニック	はじめこどもクリニック	たきの内科循環器科クリニック(8月4日接種開始)
ささきクリニック	花巻中央眼科	石鳥谷医療センター
さとう消化器内科クリニック	藤巻胃腸科内科クリニック	

*医療機関に直接連絡をしてもワクチン接種の予約はできませんので注意してください

▶基礎疾患のある方が医療機関で接種する場合

- ・基礎疾患のあることを証明する診断書等の提出は不要
- ・医療機関で行う予診・問診の際に基礎疾患の状況を確認します
- ・接種当日は、接種券・予診票(1枚)・本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等)・お薬手帳(お持ちの場合)を持参ください

※市コールセンターにお電話いただいで予約が取れなかった方については、「待機者リスト」に登録して、市コールセンターからお電話または封書にて再度予約のご案内をいたします。

※LINEまたは専用ウェブサイトでお申し込みし、予約が取れなかった方は「待機者リスト」に登録されませんので、改めて市コールセンターにお電話の上、「待機者リスト」への登録をお願いします。

《高齢者・障がい者施設等の従事者へのワクチン接種》

市では現在、施設の従事者への接種を進めており、入所系高齢者施設59施設は7月下旬、入所系障がい者施設3施設は8月中旬までにワクチン接種を行う予定です。また、居宅系(通所・訪問等)サービス事業所の従事者への接種については、国立病院機構花巻病院において集団接種を実施することとして、高齢者向けサービス事業所72事業所、障がい者向けサービス事業所41事業所に対し案内を通知し7月4日より集団接種を行っております。

現在の接種状況

- ・入所系高齢者施設従事者 : 1回目接種者数 1,628人(うち、2回目接種済1,622人)
- ・入所系障がい者施設従事者 : 1回目接種者数 219人(2回目接種は8月中に完了予定)
- ・国立病院機構花巻病院での接種 : 1回目接種者数(見込)630人(2回目接種は7月下旬から実施)

《基礎疾患のない64歳以下の方へのワクチン接種》

▶クラスターの発生を抑制する目的で優先的に接種する方

市では、クラスター発生を抑制するため、65歳未満の人に対するワクチン接種のうち下記に該当する方の優先接種を8月中旬(お盆明け)から実施できるよう調整中です。なお、個別に産業医等と調整がつく場合は8月上旬より実施します。

○教育・保育施設等の職員

- ・小中学校教職員・学童クラブ職員について、集団接種を実施。保育施設においては施設毎に園医と日程調整し、園医の医院で個別接種を実施予定。医院で実施困難な場合は、集団接種を実施

○富士大学・花巻東高校の寮生及び教職員、大迫高校留学生、清光学園の園生及び職員

- ・学校医による接種又は集団接種

○市内観光業従事者(宿泊関連施設従事者、タクシー及びバスの運転手)

- ・各事業者の産業医による接種又は集団接種

※障がい児者通所施設利用者については基礎疾患を有する方に含まれるため、《基礎疾患を有する方へのワクチン接種》を参照ください。

▶64歳以下の方へのワクチン接種

- ・おおむね5歳間隔の年齢毎に予約案内を行う予定
- ・個別接種のほか地域ごとに集団接種会場を設置予定

【60歳～64歳の方】

予約開始: 7月30日(金)から

接種開始: 1回目 8月中旬から開始、2回目 9月上旬から開始

※個別医療機関での接種の予約期間や接種日程をお知らせする予約案内を7月21日(水)に郵送済

【59歳以下の方】

- ・国からのワクチン供給状況を見ながら、予約開始日・接種日を調整
- ・接種日程・接種場所・予約方法について、おおむね5歳間隔で8月中旬から段階的に予約案内を郵送予定

◆第3弾「がんばれ花巻！対象のお店で20%戻ってくるキャンペーン」を実施します

(商工労政課：41-3534)

市では、令和2年度に2回実施した本キャンペーンが市内の地場事業者に対する支援策として非常に大きな効果を発揮したことから、令和3年8月1日から8月31日まで第3弾キャンペーンを実施します。

【キャンペーン開催日時】

令和3年8月1日(日) 午前0時～令和3年8月31日(火) 午後11時59分

【キャンペーン内容】

本キャンペーン開催期間中に対象店舗でPayPay※1で支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナス（ポイント）を付与（PayPay1アカウントにつき1決済あたりの付与上限：**4,000円相当**、期間中の付与合計上限：**10,000円相当**）します。

※1 PayPay残高、Yahoo!JAPANカード、PayPay後払い（一括）による決済が対象

【PayPayボーナス（ポイント）付与】

ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、代金の支払いに使用できます。

【キャンペーン対象店舗】

1, 166店舗（7月28日時点）

- ・市内PayPay加盟店のうち、市とPayPayが対象店舗として指定した市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主が対象。
※ただし、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン、温泉宿泊施設等利用促進事業の対象施設、公的医療の適用となる医療機関や介護保険の適用となる事業者などは対象外です。

【操作方法説明窓口開設】

PayPayアプリのダウンロードや操作方法などを説明する窓口をマルカンビル1階に開設します。

開催日時：8月2日（月）

午前10時から午後2時30分まで（都合により時間を変更する場合があります）

開催場所：マルカンビル1階

その他：参加無料



花巻市



PayPay

【令和2年度のキャンペーン実績】

▶第1弾キャンペーン（令和2年8月1日～令和2年9月30日）

決済回数：70,234回

決済金額：2億7,977万

（1日あたりの平均決済金額：4,586,393円）

還元額：4,565万円

対象店舗：773店舗

▶第2弾キャンペーン（令和2年12月1日～令和3年3月31日）

決済回数：227,939回

決済金額：11億6,222万円

（1日あたりの平均決済金額：9,605,123円）

還元額：1億9,839万円

対象店舗：1,075店舗

令和2年度合計

決済回数：298,173回

決済金額：14億4,199万円

還元額：2億4,404万円

◆月次支援金（国事業）の申請サポート窓口を市独自で設置しています（商工労政課：41-3539）

国では令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」）に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等にオンライン申請による月次支援金を給付しています。市では本支援金の対象となる事業者を支援するため、申請サポート窓口を市独自に設置しています。

【申請サポート窓口について】

設置期間：令和3年8月12日（木）まで（土・日曜日・祝日、8月4日（水）を除く）
午前9時30分から午後4時30分まで

設置場所：なはんプラザ3階ギャラリー

対象：旅行関連事業者のうち市内に本店または主な事業所を有する**個人事業者**

手続き等：完全予約制：花巻市商工労政課（電話41-3539）に予約してください

申請までの手順

①国の月次支援金ホームページにアクセスし申請IDを取得

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/>

②登録確認機関（花巻商工会議所/花巻信用金庫/東北銀行花巻支店）で必要書類の事前確認を受ける

※登録確認機関による事前確認の受付が8月10日までであることが発表されました。

該当する事業者の方はお早めにお手続きください。

③申請補助シートに必要事項を記入の上、花巻市商工労政課に予約

※申請補助シートは市ホームページからダウンロードできるほか、商工労政課及び申請サポート窓口を設置

※上記①が困難な方は予約の際にその旨ご相談ください。

サポート実績：利用実績56事業者、申請到達45事業者（7月28日時点）

【制度の概要】

対象：以下、①、②いずれもみたま中小法人・個人事業者等

①対象措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けていること

②令和3年4月以降に対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、月間売上が令和元年又は令和2年の同じ月と比べて50%以上減少している中小法人・個人事業者等

※当市は、令和3年4月及び5月において、旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪している週が存在する地域として該当していることが経済産業省から公表されており、**市内の旅行関連事業者**（注）が本支援金を申請することができます。

なお、6月については7月9日に経済産業省が公表した「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和にかかる月次支援金の詳細について」により花巻市は対象外となりました。

（注）旅行関連事業者には飲食事業者、宿泊事業者、旅客運送事業者、自動車賃貸業、小売事業者（土産店等）等が該当になります。

給付額：「令和元年又は令和2年の基準月の売上」－「令和3年の対象月の売上」

上限：中小法人等 20万円/月、個人事業者等 10万円/月

※対象月：令和3年に緊急事態措置等が実施された月で前年又は前々年に比して売上が50%以上減少した月

※基準月：令和元年又は令和2年の対象月と同じ月

申請等：申請期間 4月・5月分：令和3年6月16日から8月15日まで

申請方法 オンライン申請

◆中小企業経営支援金の実績について（商工労政課：41-3534）

市では、令和2年度に市が独自に支援を行った飲食店、温泉宿泊業、タクシー、貸切バス、運転代行業などの事業者以外の事業者を支援するため、岩手県が実施している「地域企業経営支援金」に上乘せして、花巻商工会議所を通じて下記のとおり市独自の支援金を給付しました。

- 【申請期間】 令和3年6月30日まで
- 【支援金額】 1店舗につき30万円
- 【支援実績】 299店舗、交付額8,970万円

〈参考：支援の概要〉

○花巻市の支援（中小企業経営支援金）

【事業主体】 花巻商工会議所

【対象】 下記の全てを満たす事業者

- ①花巻市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など、県「地域企業経営支援金」の対象業種を営む事業者
- ②令和2年度に市が行った以下の補助金等をいずれも受給していない事業者
 - ・花巻商工会議所飲食店等経営支援事業支援金
 - ・花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業補助金
 - ・花巻市貸切バス事業者事業持続支援金
 - ・花巻市公共交通事業者緊急対策支援金

【売上要件】 下記のいずれかに該当する事業者

- (1)令和2年11月から令和3年3月までの間の**いずれか1か月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している事業者**
- (2)令和2年11月から令和3年3月までの間の**いずれかの連続する3か月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している事業者**

※前年の売上が存在しない者にあつては、比較月の直近までのいずれか1月の売上若しくはいずれかの連続する3か月の売上の合計で算定します

○岩手県による支援（地域企業経営支援金支給事業費補助金）

第1弾

【対象】 県内に店舗を有する中小企業者であつて小売業、サービス業、飲食業、宿泊業などを営む事業者

【要件】 花巻市と同様

【支援額】 令和2年11月から令和3年3月の間で、売上を比較する月を含む**任意の連続する3か月の売上合計を前年同期の売上合計から差し引いた額（1店舗につき最大40万円）※**

※複数店舗を経営する事業者にあつては法人200万円、個人事業主100万円が上限

第2弾（別添資料参照）

【対象】 県内に店舗を有する中小企業者であつて小売業、サービス業、飲食業、宿泊業などを営む事業者に加え、卸売業や無店舗営業（訪問販売など）を追加

【要件】 別紙資料のとおり（第1弾と併給可能）

【申請等】 受付期間：令和3年7月12日（月）から令和4年3月31日（木）まで

受付時間：午前9時から午後4時まで（完全予約制）

【支援額】 令和3年4月から令和4年3月の間の連続する3か月の売上について、前々年同期との売上との差額（減収額）を**1事業所当たり30万円を上限として支援**

※複数店舗を経営する事業者にあつては1事業者当たり150万円が上限

【その他】 お問い合わせ・申請予約受付：花巻商工会議所本所及び各支所

本 所：0198-23-3381

大迫支所：0198-48-3230

石鳥谷支所：0198-45-4488

東和支所：0198-42-3155

地域企業経営支援金

(令和3年度予算事業)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応じて感染対策等に係る経費を支援します。

令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、いずれか1か月の売上が前々年同期比**50%以上減少**、または連続する3か月の売上が前々年同期比**30%以上減少**している**対象業種※**の中小企業者の方が対象となる支援金です。

※ 対象業種については裏面を参照してください。

支援金とは？

対象期間内の連続する3か月の売上について前々年同期の売上との差額（減収額）を1事業所あたり**30万円**を上限として支援します。

店舗を複数経営されている場合には、1事業者当たり**150万円**を上限として支援します。申請は1事業者1回のみとなります。

- ※ 令和2年11月から令和3年3月を対象とした支援金とは別の事業です（併給可）。
- ※ 本事業は県予算を活用し、花巻商工会議所が実施します。
- ※ 詳しい内容については、7月9日以降に花巻商工会議所ホームページにて公表します。「募集要項」を御確認ください。

【申請受付期間】

令和3年7月12日(月)～令和4年3月31日(木) 土日祝日を除く
午前9時～午後4時 **(完全予約制)** ※混雑を避けるため必ず予約をお願い致します。

【お問い合わせ・申請予約受付】

花巻商工会議所本所および各支所

- 本 所:0198-23-3381
- 石鳥谷支所:0198-45-4488
- 東和支所:0198-42-3155
- 大迫支所:0198-48-3230

※郵送でも受付いたします。但し、書類に不備があった場合、ご連絡を差し上げますので対応をお願い致します。

【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

【対象業種 一覧表】

大分類	中分類
G (情報通信業) の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H (運輸業、郵便業) の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I (卸売業、小売業)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J (金融業・保険業) の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業 (保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K (不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M (宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育, 学習支援業
P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R (サービス業) の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類 (平成21年3月23日告示第175号 (平成25年10月改定))」に基づく分類

※本支援金は、商工会議所・商工会の会員でなくても申請できます。

※本支援金は課税対象：事業所得 (雑収入) となります。

◆花巻市中小企業持続支援事業（地代・家賃補助）の実績について（商工労政課：41-3539）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者の固定経費の軽減を図るため、令和2年度に引き続き市独自で令和3年4月から6月までを対象に実施しています。

- 【対象業種】 小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、サービス業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業などの中小企業者
- 【対象経費】 事業に要する地代・家賃（共益費・管理費含む）
- 【要件】 令和3年4月から令和3年6月までの間の、いずれかひと月の売上が前年または前々年同月に比べ30%以上減少している中小企業者
※ 創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上を直近の月の売上と比較することができます
- 【補助率】 月額賃料の1/2以内（1か月当たり上限10万円）
- 【対象期間】 令和3年4月から令和3年6月までの3か月間（上限10万円×3か月＝最大30万円を補助）
- 【申請受付】 受付期間：令和3年5月12日（水）～令和3年7月30日（金）
受付時間：午前9時～午後4時（完全予約制）
受付場所：本庁商工労政課及び各総合支所地域振興課
・本庁商工労政課（予約先 41-3539）
・大迫総合支所地域振興課（予約先 41-3122）
・石鳥谷総合支所地域振興課（予約先 41-3442）
・東和総合支所地域振興課（予約先 41-6514）
予約受付：電話による受付
- 【実績】 198事業者、交付決定額1,998万円（7月26日時点）

〈参考〉

令和2年度実績（2回実施） 507事業者、6,662万1千円
1回目（対象月：4月～9月）：271事業者、3,083万円
2回目（対象月：10月～2月）：236事業者、3,579万1千円